

2025年10月17日 COP30 直前ウェビナーシリーズ

適応分野における これまでの国際交渉の振り返り

松尾 茜

気候変動ユニット リサーチマネージャー

本日本日お伝えしたいこと

1. 気候変動適応分野の国際交渉におけるパリ協定とGGAの位置づけ
2. GGA交渉の背景
3. COP30での合意が想定される適応指標の内容と争点



出典：[ブラジルCOP30公式サイト](#)

COP30
BRASIL
AMAZÔNIA
BELÉM 2025

はじめに

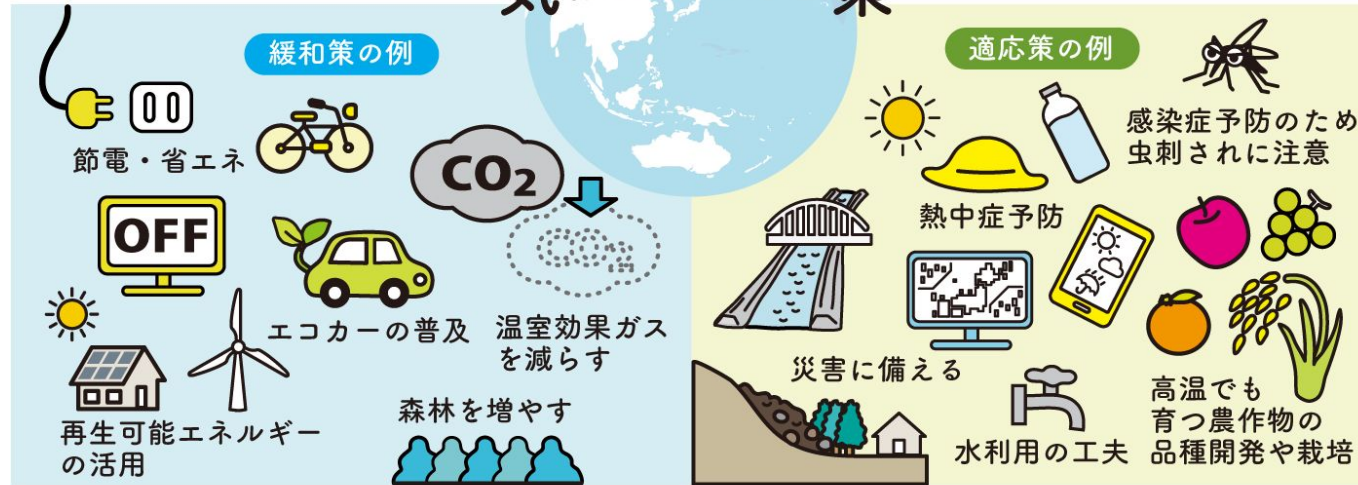
緩和とは？

原因を少なく

2つの 気候変動対策

適応とは？

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

Molには、

- 資金
- 技術移転
- 能力開発が含まれる。

出典: [気候変動適応情報プラットフォーム](#)

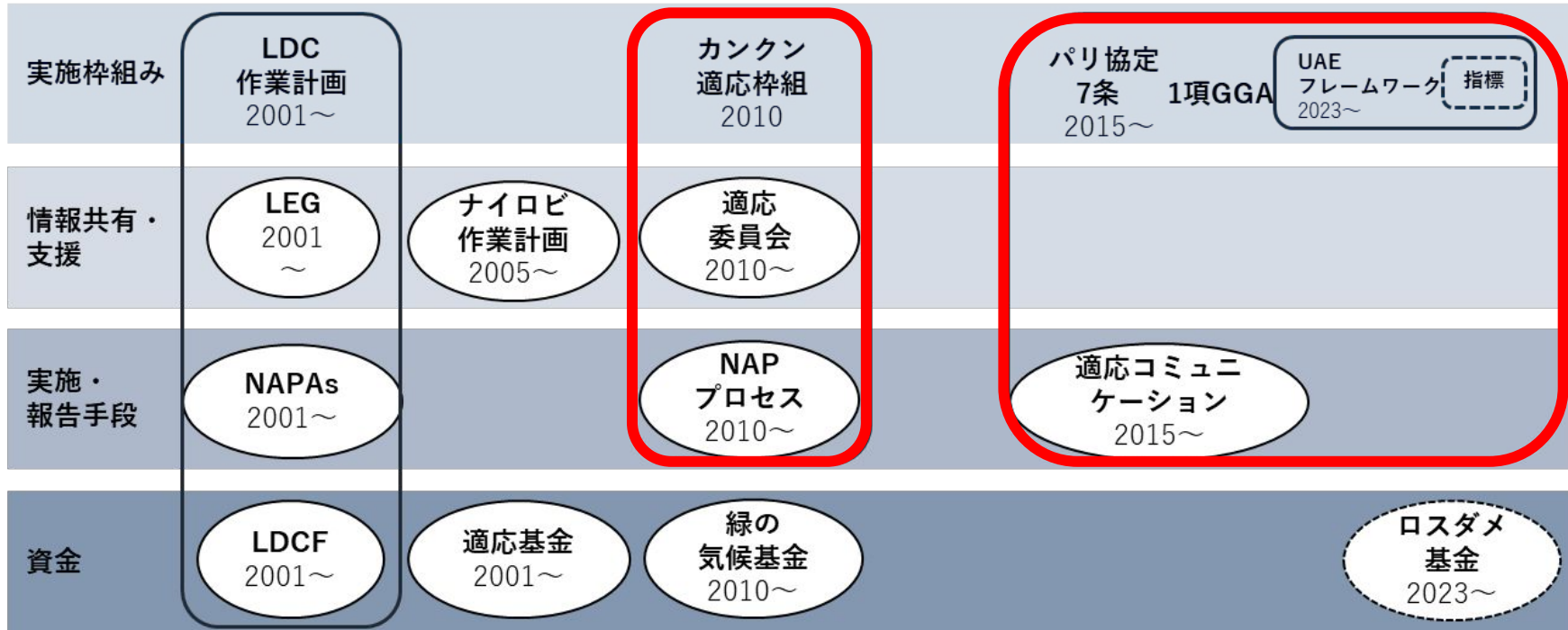
パリ協定では、この双方に対する、
実施手段 (Mol: Means of Implementation) と支援についても規定されている。

気候変動に関する国際枠組と適応

気候変動枠組条約 (UNFCCC) : 1992採択

京都議定書 : 1997採択

パリ協定 : 2015採択



後発開発途上国 (LDC)
への適応支援が中心

開発途上国
への適応支援が中心

全締約国
の適応取り組みを推進

カンクン適応枠組（2010年のCOP16で採択）

2010年に採択された「カンクン適応枠組」は、京都議定書の先進国限定の枠組みとは異なり、すべての国が適応行動や計画、評価を強化するための、包括的な国際合意。

NAPプロセスの設置

- 国別適応計画（National Adaptation Plan: NAP）の策定、実施、評価、更新を含む一連のプロセスのこと。開発途上国に対する支援として設置。
- 2025年10月現在、67か国がNAP策定済（非付属書I国全体の約45%）。
- 2023年のGST1において、2025年までの策定、2030年までの実施を奨励。
- 今年、2012年以来初めてとなる[NAP技術ガイドラインの更新](#)が行われた。

適応委員会（AC）の設置

- 適応行動の実施促進を目的として設置された機関。各国への技術的な支援や、COPによる検討に向けた情報や勧告を提供する等の機能を持つ。
- 締約国から地域バランスを考慮して約20名が委員として選出され、定期的に会合を実施。



パリ協定 (2015年のCOP21で採択)

パリ協定の目的 (2条1項)

3本柱のひとつとして「適応能力の強化」を位置づけ

a. 緩和
(1.5°C目標)

b. 適応

c. 資金

適応 (7条)

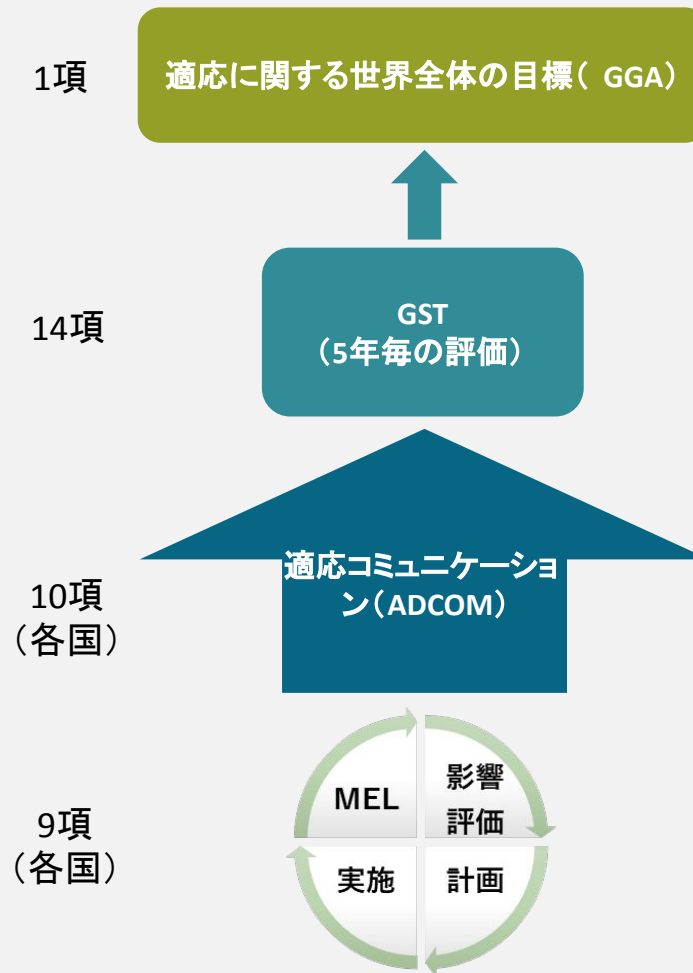
適応能力の向上・強靱性の強化・脆弱性の低減

5年おきの進捗評価(グローバルストックテイク: GST)の対象

優先事項、実施および支援のニーズ、計画および行動を含む適応コミュニケーションを定期的に提出・更新(任意)

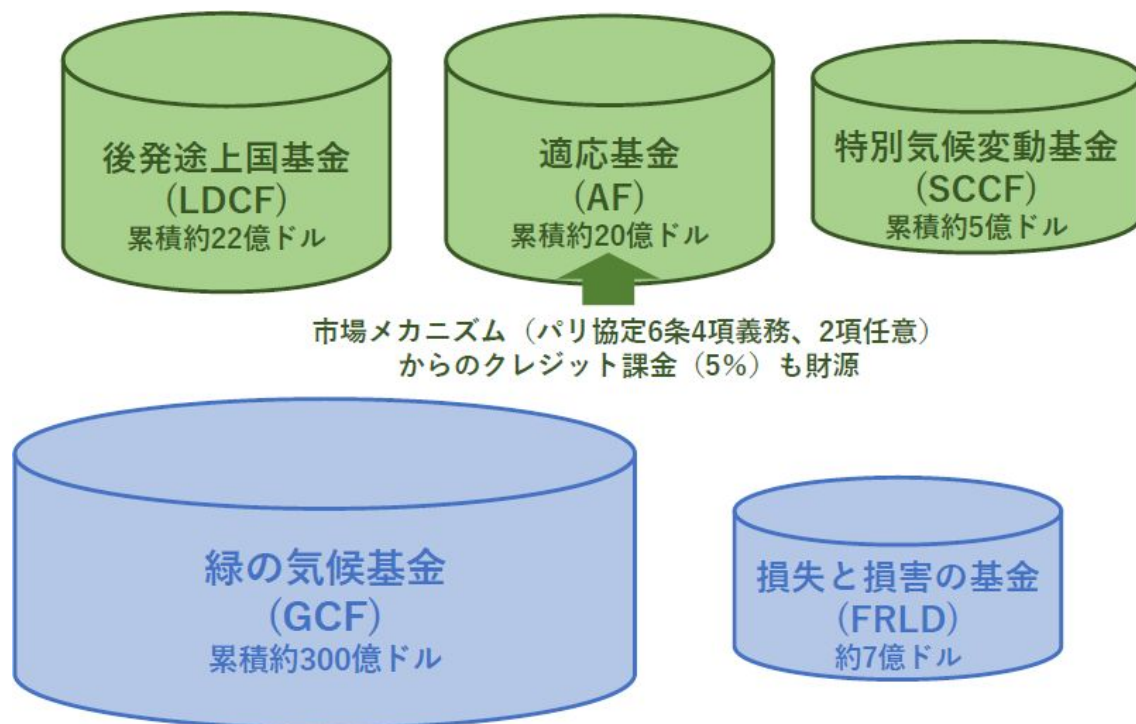
※Vehicle documents (NAP、NDC、NC、BTR等)と併用、または単独で、各GSTに間に合うように提出(ACによる補足ガイダンスより抜粋)

すべての国に対し適応計画の策定・実施・モニタリングを奨励



適応のための資金

UNFCCC下の資金メカニズム



出典: COP30直前ウェビナーシリーズ第1回
「1.3兆ドルへのロードマップと新しい資金目標の現状」

COP議長国主導の資金目標

グラスゴー気候合意 (イギリスCOP26)

「先進国は、途上国の**適応策**を支援するための**適応資金**を、2025年までに2019年比で少なくとも倍増する。(決定1/CMA.3パラ18)」

1.3兆ドルロードマップ (アゼルバイジャンCOP29 / ブラジルCOP30)

「温室効果ガスの低排出と**気候に強靱な開発**を支援し (中略) 途上国に対する気候資金の規模拡大を図り、**NDC及びNAP実施を目的**とし、適切な場合、関連する多国間イニシアティブを考慮に入れる。CMA7(2025年11月)までに作業を終え、報告書を作成する。(決定1/CMA.6パラ27)」

近年の適応関連議題

| 議題 | SB62結果 | COP30以降の見通し |
|-------|---|-------------------------------------|
| GGA | 指標に関する作業が進展 (MoI指標に関する専門家へのガイダンスが争点)。 | COP30において、指標リストとその運用などについて採択される見通し。 |
| NAP | NAPプロセスのアセスメントに関し、資金関連の要素過多で決定できず、手続き的結論。 | COP30において、NAPプロセスのアセスメントに関する議論を再開。 |
| AC | COP・CMAガバナンス問題で膠着し、ルール16適用。 | COP30において、ACのレビューに関する議論を再開。 |
| ADCOM | ADCOMガイダンス改訂時期を延期することで一致。 | SB64において議論を再開。 |
| NWP | ナイロビ作業計画 (NWP) 年次報告書を歓迎。 | SB64において議論を再開。 |
| LDCs | LEG作業計画を歓迎。 更新版NAP技術ガイドラインを、締約国コンサルテーション後にNAP Expoで公開。 | COP30において、LEGの諸活動に対する確認を行う。 |

2025年10月17日 COP30 直前ウェビナーシリーズ

COP30で100個の指標採択が期待される GGA交渉の最新状況

松尾 茜

気候変動ユニット リサーチマネージャー

適応に関する世界全体の目標（GGA）

パリ協定7条1項

「締約国は、第2条に定める気温に関する目標の文脈において、持続可能な開発に貢献し、及び適応に関する適切な対応を確保するため、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性(レジリエンス)の強化及び脆弱性の低減という**適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）**を定める。」

GGAの原案

2015年協定（後のパリ協定）の範囲と構成に関するサブミッション（2013年）で、アフリカ交渉グループ（AGN）が提示：
「2015年協定が公正で効果的なものとなるためには、科学と公平性に基づき、**適応の約束**が条約の究極の目的達成に必要な世界的な努力の中心となり、合意された気温目標と整合的でなければならない。」

GGAに関する交渉の変遷

2015 - 2018

2019 - 2021

2022 - 2023

2024 - 2025

2026 - 2028

COP 21

パリ協定7条
GGAの規定

COP 24

適応委員会 (AC)による
技術的検討

COP 26

グラスゴー・シャルムエル
シエイク作業計画

GST 1

COP 28

UAEフレーム
ワークの採択

指標に関する
UAE-ベレン作業計画

想定

COP 30

指標リスト
等の採択

GST 2

COP 33

GST2へのインプットに向けた作業

GGA
進捗評価
統合報告書

グローバルな気候レジリエンスのための UAEフレームワーク

適応に関する世界全体の目標 (GGA)

適応能力の向上

強靭性(レジリエンス)の強化

脆弱性の減少

グローバルな気候レジリエンスのための UAEフレームワーク

目的:

- GGAの達成の指針となる
- GGAの達成に向けた全体的な進捗状況のレビューの指針となる

2030年までの分野別ターゲット



水 食料・農業 健康 生物多様性 インフラ・居住 貧困 文化遺産

2030年までの適応サイクル別ターゲット



分野横断的考慮

国主導、ジェンダー、参加型、透明性、人権、世代間公平と社会正義、脆弱なコミュニティ、生態系、科学に基づく指標・測定基準、伝統的知識、先住民の知識、地域の知識システム、EbA、NbS、CBA、DRR、社会経済と環境の関連政策と行動に適応を統合することを視野に入れた交差的アプローチ、入手可能な最善の科学に基づきそれらに導かれるものであること

情報ソース

- 各締約国からの報告書 (ADCOM, NAP, NDC, BTR, NC 等)
- IPCC報告書
- 自主的な報告書
- UN機関、国際機関の報告書

COP30(CMA7)での合意が想定される主要事項

最終指標リストとその運用方法

◆ 指標の最終リストの採択

根拠となる過去決定:

- UAE-ベレン作業計画の最終成果物として、「**最大100項目の指標**」からなる**最終リスト**をCMA7で採択する(決定3/CMA6パラ20他)
- 2025年8月までに、SB議長は専門家の支援のもと、**方法論を含む**指標の最終リストを公開する(SB62結論パラ18)

◆ 指標の運用化および利用 (operationalization and use)

根拠となる過去決定:

- **指標報告は自発的(任意)**であり、締約国間の比較を目的としない(決定3/CMA.6パラ24)
- UAE-ベレン作業計画の最終成果が、締約国による報告を通じて **GSTの技術フェーズへのインプットとなる**情報源を構成(決定3/CMA.6パラ22-23)

CMA7決定文の構成案(SB62インフォーマルノートより):

- 初のグローバルな適応指標体系としての認識
- 強化された透明性枠組み(ETF)との連携
- BTR等を通じて提供される指標に関する情報の、**統合的な分析およびGSTへの反映方法**を明確化
- **事務局、構成機関、関係機関の役割**を明確化

GGAに関する議論の継続

- ◆ **GGA常設議題**の設置(決定3/CMA.6パラ28)
- ◆ 決定2/CMA.5パラ38の下に残されている課題(**知見共有、UAEフレームワークのレビュー**など)への対応
- ◆ バクー適応ロードマップ(BAR)の位置づけ・内容

変革的適応／適応アプローチ

- ◆ 概念の定義や推進・支援等の在り方

その他

- ◆ バクーハイレベル対話の実施報告(決定3/CMA.6パラ31)

100個の指標選定までの道のり

| UAEフレームワークのターゲット | 初期の指標数 (2024年9月) | SB62前の指標数 (2025年5月) | 最新の指標数 (2025年9月) |
|----------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| 9a. 水供給と衛生 | 1,046 | 33 | 10 |
| 9b. 食糧と農業 | 1,801 | 66 | 10 |
| 9c. 健康への影響と保健サービス | 747 | 62 | 10 |
| 9d. 生態系と生物多様性 | 1,294 | 40 | 10 |
| 9e. インフラと人間の居住環境 | 842 | 99 | 7 |
| 9f. 貧困撲滅と生計手段 | 391 | 24 | 9 |
| 9g. 文化遺産と知識 | 282 | 63 | 8 |
| 10a. 影響、脆弱性、リスク評価 | 3,126 | 18 | 10 |
| 10b. 計画 | | 26 | 10 |
| 10c. 実施 | | 39 | 11 |
| 10d. モニタリング、評価、および学習 | | 20 | 5 |
| 指標の総数 | 9,529 | 490 | 100 |

分野別ターゲット指標案の例①: 9a. 水

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 指標ID | 9a04 |
| 指標名 | 統合的水資源管理アプローチの一環として気候適応計画が策定・実施されている流域(河川、湖、帯水層)および氷雪圏(氷河、積雪、氷)の総面積に占める割合 |
| 単位 | % |
| 細分化 | 地理的、気候関連災害、その他 個々の流域(国境を越える流域を含む)および水域の種類(河川、湖、帯水層など)別に分類された情報を含む |
| サブ目標 | 水関連災害に対する気候レジリエンスの強化 |
| 指標の説明 | この指標は、確立された2つのプロセス指標(SDG 6.5.1およびSDG 6.5.2)を基盤とし、統合的水資源管理アプローチの一環として流域全体(国内全域または越境流域)における気候リスク評価と適応計画の策定・実施を包含するとともに、重要な淡水資源源である氷雪圏にも拡大するものである。目標は、統合的水資源管理アプローチの下で気候リスク評価が実施・更新され、適応計画が策定・実施される流域(湖、河川、帯水層)の総面積が最終的に100%に達することである。統合的水資源管理アプローチの一環として気候適応計画を策定・実施した流域(国境を越える流域を含む)の数と割合に関するデータは、通常、各国の担当省庁(水資源、農業、環境など)から入手可能。 |
| 指標の根拠 | 河川流域、帯水層、湖沼、ならびに雪氷圏(積雪、氷河、氷床、永久凍土など)に対する定期的な気候リスク評価と適応計画は脆弱性を特定し戦略的介入を導く。統合的水資源管理は、気候の不確実性のもとで人、環境、経済の水需要を均衡させ、持続可能な利用を確保する。本改訂指標はSDG 6.5.1(水資源管理)および6.5.2(越境協力)に基づく既存のガイダンスと報告システムを基盤とし、確立されたプロセス指標を統合したものである。個々の河川流域・湖沼流域ごとに細分化された情報を収集し、グローバル報告のために集計することを推奨する。特に氷圏に関しては、地球の淡水の約0%が雪や氷として貯蔵されている。氷河、雪、氷からの流出水は、飲料水、農業、産業、クリーンエネルギー生産に不可欠である。気候と氷圏の変化は、氷河融解・雪解け水の流出量と時期、地下水涵養量、低流量の変化を含む水循環に影響を与え、海面上昇に寄与する。高山の氷圏変化による影響への対応と機会活用には、複数スケールにわたる統合的水管理アプローチが有効である(IPCC SROCC SPM C2.6)。 |
| 関連する対象 | 9b 食料・農業、9d 生態系・生物多様性、9e インフラ・人間居住、10b 計画、10c 実施 |
| メタデータの可用性 | SDG 6.5.1およびSDG 6.5.2メタデータを参照し、それを基盤とする : https://unstats.un.org/sdgs/metadata/ |
| データの入手可能性 | 可能。153 締約国は国境を越える水資源を共有しており、水関連災害の効果的な管理には協力が重要である。24 締約国は過去5年間に原指標について報告している。締約国におけるデータ入手可能性を判断するための追加作業が必要。WMOのグローバル・クライオスフィア・ウォッチ(GCW)は、科学コミュニティと運用コミュニティ間の国際的な調整とパートナーシップを促進する。 |
| Molへの該当内容 | 無し |

分野別ターゲット指標案の例②： 9b. 食料・農業

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 指標ID | 9b05 |
| 指標名 | 食料・農業分野への年間気候適応資金支出額 |
| 単位 | 金額ベース |
| 細分化 | 経済セクター、その他 資金提供経路(二国間、多国間、地域)、金融手段(無償資金、譲許的融資、非譲許的融資、出資、保証、保険、その他)-資金提供を受けるバリューチェーン関係者の種類;プログラムまたはプロジェクトの種類 |
| サブ目標 | 気候変動に強い食料・農業生産、食料の供給・流通の実現、およびすべての人々への十分な食料と栄養への公平なアクセスの拡大 |
| 指標の説明 | 本指標は、気候変動適応に関連するプロジェクト・施策の実施に向け、食料・農業分野の関係者に配分された多様な資金源を追跡する。 |
| 指標の根拠 | 本指標は、食糧・農業バリューチェーン全体における気候適応強化のために特に支出された年間資金源を追跡する。これは、レジリエントな農業実践の実施から、強靱で気候スマートな貯蔵・加工インフラの構築に至るまで、意味のある適応を達成するには、多額かつ的を絞った投資が必要であるため、極めて重要である。これらの支出を定量化することにより、本指標は財政的コミットメントと資金フローの直接的な尺度として機能し、気候レジリエントな食糧システムへの移行に必要な全セクター・段階に資金が適切に到達しているかどうかを明らかにする。 |
| 関連する対象 | 10c 実施 |
| メタデータの可用性 | プロジェクト・プログラムに関する国際的・国内データ(要調整) |
| データの入手可能性 | 一部利用可能:OECD DAC債権者報告システム(CRS)、気候基金最新情報(GCF、適応基金)、MDB気候金融共同報告書、CPIより収集 |
| Molへの該当内容 | 適応資金(供与を含む)の測定 |

適応サイクル別ターゲット指標案の例① : 10a. 影響・脆弱性・リスク評価

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 指標ID | 10a04 |
| 指標名 | 地方政府または国家的な情報伝達メカニズムを通じて、早期警報情報を受け取る人 10万人あたりの人数 |
| 単位 | 人 |
| 細分化 | 地理的 |
| サブ目標 | 多危険要因早期警報システム |
| 指標の説明 | 多災害早期警報システムの対象となる人口10万人あたりの総人数。これは、住民への情報伝達、普及、アウトリーチにおける進捗の度合いを示す。最低限、地方政府または国家情報伝達メカニズム（公認機関、マスメディア（ラジオ、テレビ、インターネット、ウェブサイト、電子メール&SMS、ソーシャルメディア、アプリ）、地域通信システム（サイレン、公共掲示板、電話）など）を通じた早期警報情報の一次媒体／伝達手段の報告によって決定される。これらの情報伝達手段のいずれかが利用可能な場合、対象人口はカバーされていると見なされ[SFM技術ガイダンスより改編] |
| 指標の根拠 | 早期警報システムにおける情報伝達・コミュニケーション能力の追跡は、警報情報が危険にさらされている住民に到達し、彼らが情報を得て、生命と生計を守るためのタイムリーな行動を取れる状態にあるかどうかを明らかにする。 MHEWS（災害警報・早期警報システム）の主要指標における質的側面MHEWSバリューチェーンの第3の柱を構成し、公式情報源による、権威性・即時性・正確性・実行可能性を備えた警報及び関連する発生確率・影響情報の伝達・伝達能力をカバーする。 |
| 関連する対象 | 該当無し |
| メタデータの可用性 | 仙台枠組モニタリング（SFM）目標G-3、手法は技術ガイダンスで入手可能 |
| データの入手可能性 | 2015年の仙台枠組モニタリングへの自主的報告開始以降、データが利用可能。 |
| Molへの該当内容 | 該当無し |

適応サイクル別ターゲット指標案の例②： 10b. 計画

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 指標ID | 10b03 |
| 指標名 | 国家適応計画、政策手段、計画プロセス及び／又は戦略（能力開発を含む）の策定に向けた国際支援の受領または動員を行った締約国の数 |
| 単位 | 締約国数；細分化のための異なる単位 |
| 細分化 | 経済セクター セクター別（計画または政策手段が特定セクター向けの場合）に細分化 |
| サブ目標 | 2030年までに、全ての締約国が、国主導でジェンダーに配慮し、参加型かつ完全に透明な国家適応計画、政策手段、計画プロセスおよび／または戦略を整備する |
| 指標の説明 | 本指標は、計画策定プロセス構築のための国際資金・技術支援をアクセスまたは動員している締約国の数を追跡する。外部資源が国家適応計画強化において果たす役割を浮き彫りにする。 |
| 指標の根拠 | 適応計画策定手段の開発に直接関連する資金・能力開発指標。 |
| 関連する対象 | 全テーマ別目標 |
| メタデータの 可用性 | UNFCCC事務局（後発開発途上国専門家グループLEG支援ユニット）が担当するが、分類要素を捕捉するための修正が必要。 |
| データの入手 可能性 | 一部利用可能。2015年以降、LEGはNAP策定・実施プロセスに関する年次進捗報告書を作成しており、支援受領状況に関するセクションを含む。関連情報はAP、BTR、ADCOM、NCにも記載される可能性がある。気候予算タグ付けが利用可能な場合、追加情報源となり得る。 |
| Molへの該当 内容 | 適応資金（供給を含む）、能力構築 |

※最新の全指標リストは、[UNFCCC公式サイト](#)や、[任意団体が取りまとめたダッシュボード](#)等で確認が可能。

COP30における交渉での争点

最終指標リストとその運用方法

◆ 指標の最終リスト

- 100項目すべてではなく一部への合意が現実的か。
- Mol指標、特に資金指標については複数のオプションが残されたままとなっている:
 - 途上国: 先進国から途上国への資金の流れの明確な追跡
 - 先進国: 公的、民間、国内のすべての資金タイプを追跡

◆ 指標の運用化および利用

- BTR等を通じて提供される指標に関する情報の、統合的な分析およびGSTへの反映方法についての議論:
 - 先進国: 事務局やACなどの構成機関など、既存の仕組みを活用して効率的に作業すべき
 - 途上国: 専門家グループの立ち上げ、IPCCの関与などが追加で必要
- 指標の運用化に必要な各国への支援(データ整備、能力強化等)についての議論。

GGAに関する議論の継続

- バクー適応ロードマップ(BAR)の位置づけ(2/CMA.5パラ38との関係性)や内容の議論。

変革的適応／適応アプローチ

- 途上国側の中でも主張が分散:
 - 小島嶼国: 各国の事例共有等通じた事例共有・知見交換を促進すべき。
 - インド、アフリカ諸国等: 多様な適応アプローチの重要性を認識すべき。

その他

SB62インフォーマルノートでの提案事項:

- MELシステムの調整、能力強化ニーズの特定
- NAPの役割を明確化
- 関連ステークホルダーの関与を明確化
- 「グラスゴー気候合意」に続く新たな適応資金目標の提案
- 将来的な作業に関するタイムライン付きレビュー・メカニズムの確立に関する規定

まとめ COP30で指標に合意した場合の今後の展望

- ✓ GST2(2028年)へのインプットに向け、早期に**各国の測定・報告体制を整備**する必要がある。
- ✓ 測定結果の**集計・分析・GST反映の仕組みをどう設計するか**が次の焦点。ACなど既存機関の活用か、新たな専門家体制の構築かで意見が分かれる。
- ✓ 途上国にとっては、報告のための**データ整備と能力強化**が最優先課題。
- ✓ 指標を用いた測定結果を、新たな適応資金目標の成果評価に結び付けたいという意図も見られる。
- ✓ COP30で指標合意が実現すれば、適応の進捗を測る「世界共通のものさし」により政府、市民社会、現場が一体で進捗を共有可能に(決定2/CMA.5/パラ21, 22にも**全てのステークホルダーの重要な役割**が明記)。
- ✓ 科学・政策・市民がデータを通じて対話を深め、**世界の多様な適応行動を後押し**する新たな時代の幕開けへ。

ご清聴ありがとうございました

参考 UAEフレームワークで設定されたターゲット(決定2/CMA.5パラ9-10)概要

テーマ別ターゲット(パラ 9)

- a. 気候に起因する水不足を大幅に削減し、気候変動に強い水供給及び衛生設備、安全で安価な飲料水の確保に向け、水関連災害に対する強靭性を強化する。
- b. 気候変動に強い食料・農業生産と食料の供給・流通を実現するとともに、持続可能で再生可能な生産を増加させ、すべての人が適切な食料と栄養を公平に入手できるようにする。
- c. 気候変動に関連する健康への影響に対するレジリエンスを獲得し、気候変動に強い保健サービスを振興し、特に最も脆弱なコミュニティにおいて、気候変動に関連する罹患率と死亡率を大幅に削減する。
- d. 生態系と生物多様性に対する気候変動の影響を軽減し、生態系に基づく適応策と自然に基づく解決策の利用を加速する。
- e. 基本的かつ継続的で必要不可欠なサービスを確保するため、気候変動の影響に対するインフラと人間の居住地の強靭性を高め、インフラと人間の居住地への気候関連の影響を最小化する。
- f. 貧困撲滅と暮らしに対する気候変動の悪影響を大幅に削減する。特に、適応性のある社会的保護手段の利用を促進する。
- g. 伝統的知識、先住民族の知識、地域の知識体系に基づき、文化的慣習や遺産を保護するための適応戦略を策定し、気候変動に強いインフラを設計することにより、気候関連リスクの影響から文化遺産を保護する。

適応サイクル別ターゲット(パラ 10)

- a. (影響評価) 2030年までに、全ての締約国が、最新の影響評価を実施し、これらの評価の結果を、適応計画や戦略等の策定に活用する。2027年までに、すべての締約国が、マルチハザードの早期警報システム、リスク削減のための気候情報サービス、および気候関連のデータ、情報、サービスの改善を支援するための体系的な観測を確立する。
- b. (計画) 2030年までに、全ての締約国が、国主導で、ジェンダーに対応し、参加型で、十分透明性のある適応計画や戦略等を策定し、全ての関連する戦略及び計画において適応を主流化する。
- c. (実施) 2030年までに、全ての締約国が、適応計画や戦略等の実施を進める。その結果、評価で特定された主要な危険因子の社会的・経済的影響を削減している。
- d. (進捗評価) 2030年までに、すべての締約国は、自国の適応努力のためのモニタリング、評価、学習のためのシステムを設計し、確立し、運用し、そのシステムを十分に実施するために必要な組織的能力を構築する。

Stay connected for our latest research, insights, and upcoming events.

Please visit our website and follow us on social media.

日本語



English



IGES Website



IGES E-newsletter



X



Bluesky



Facebook



LinkedIn



YouTube